改正後

（研究総務官）

第三条　国土技術政策総合研究所に、研究総務官二人を置く。

2　（略）

（企画部の所掌事務）

第十三条　企画部は、次に掲げる事務（管理調整部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一～十四　（略）

十五　情報システムの整備及び管理に関すること。

十六　（略）

（企画部に置く課等）

第十四条　企画部に、次の三課及び一室並びにサイバーセキュリティ対策・情報利活用推進官、評価研究官、基準研究官及びコーディネート研究官それぞれ一人を置く。

企画課

研究評価・推進課

施設課

国際研究推進室

第十七条の二　（略）

（サイバーセキュリティ対策・情報利活用推進官）

第十七条の三　サイバーセキュリティ対策・情報利活用推進官は、情報システムの整備及び管理に関する事務をつかさどる。

第十八条　（略）

（下水道エネルギー・機能復旧研究官）

第三十四条の二　下水道研究部に、下水道エネルギー・機能復旧研究官一人を置く。

2　下水道エネルギー・機能復旧研究官は、下水道に関するエネルギーの利活用並びに被災時の機能の復旧及び確保に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。

（沿岸海洋・防災研究部に置く室）

第六十九条　沿岸海洋・防災研究部に、次の三室を置く。

海洋環境・危機管理研究室

沿岸防災研究室

沿岸域システム研究室

（海洋環境・危機管理研究室の所掌事務）

第七十条　海洋環境・危機管理研究室は、沿岸海洋の環境及び危機管理に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する事務（沿岸防災研究室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（削る）

改正前

（研究総務官）

第三条　国土技術政策総合研究所に、研究総務官一人を置く。

2　（略）

（企画部の所掌事務）

第十三条　企画部は、次に掲げる事務（管理調整部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一～十四　（略）

（新設）

十五　（略）

（企画部に置く課等）

第十四条　企画部に、次の三課及び一室並びに評価研究官、基準研究官及びコーディネート研究官それぞれ一人を置く。

企画課

研究評価・推進課

施設課

国際研究推進室

第十七条の二　（略）

（新設）

第十八条　（略）

（下水道機能復旧研究官）

第三十四条の二　下水道研究部に、下水道機能復旧研究官一人を置く。

2　下水道機能復旧研究官は、被災時における下水道の機能の復旧及び確保に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。

（沿岸海洋・防災研究部に置く室）

第六十九条　沿岸海洋・防災研究部に、次の四室を置く。

海洋環境研究室

沿岸防災研究室

危機管理研究室

沿岸域システム研究室

（海洋環境研究室の所掌事務）

第七十条　海洋環境研究室は、沿岸海洋の環境に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する事務をつかさどる。

（危機管理研究室の所掌事務）

第七十一条の二　危機管理研究室は、沿岸海洋の危機管理に関する調査、研究及び開発並びに技術に関する指導に関する事務（沿岸防災研究室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。